

〈論文〉

明清期雲南における寺院建設の進展と社会背景

西川和孝

要約

本稿では、中華王朝の進出とともに巨大な社会変動が起きた明清期の雲南に焦点を当て、当該時期の中国系寺院の建設の進展とその社会背景について論じる。

そこで、本課題を解決すべく、最初に地方志の整理を通して、明清代の寺院数を明らかにした上で、数字の変化と分布の変遷について分析する。次に複数の地域を取り上げ、その背景にある社会的変化について考察を行う。そして、一連の作業を通して以下の点を指摘する。即ち、明朝では人々の教化を目的とし寺院建設を進め、清朝期には分布地域が全省に広がりを見せた。次に、これら寺院の経営の柱となった常住田の設置と維持は、漢人あるいは非漢人にかかわらず、地域社会に全面的に支えられていた。そして、以上の状況を可能にしたのが、明代以降進んだ漢人の入植と耕地開発の進展であったという点である。

キーワード

明清期 雲南省 寺院 常住田 地域社会

はじめに

明清期の雲南では、政治、経済、軍事の面で中華王朝の影響力が浸透し、加えて明初の入植とその後に続く人口増加、更に清朝半ば以降に生じた大規模移民の流入によって漢人と土着民の人口の割合に変化がもたらされるなど大きな社会変動が起きた¹。本稿では、こうした時代背景のもと、同時期雲南省内で積極的に建設された中国系寺院に注目する。

そもそも雲南の仏教には、雲南西南部を中心とする上座部仏教、雲南西北地域のチベット系仏教、更に南詔大理国以来の雲南中部を中心とする大乘仏教の流れが存在する²。とりわけ、南詔および大理国時代の雲南省では、観音信仰を王権の象徴とする国家的仏教が盛んであった。ただし、この当時の仏教は、多分に雑多な土着宗教的側面が強かった³。そこに、中華王朝である明朝の進出を契機として、中国系仏教の影響力が急速に増していく。元末明初の雲南平定戦における寺院の大規模な破壊を経て、僧侶出身であった太祖朱元璋は、僧侶を雲南に入植させ、開拓と同時に、土着の人々の教化と管理強化を図ったのである⁴。そして、各地で始まった寺院建設の流れは、漢人移民の流入を契機とする社会変動

平成29年10月13日受付 平成29年12月12日受理
にしかわ かずたか：淑徳大学 人文学部 兼任講師

が生じる清代半ば頃まで継続されていく⁵。

このように明代以降建設が進んだ寺院であるが、寺院自体は、施設を備え、僧侶を配置しさえすれば、自然と土地に根付き永續するというわけではなく、地域の人々の支持や運営を持続させるための経済基盤が必要であった。逆に言えば、各寺院が地域社会に受け入れられ、安定的な収入を確保できたからこそ、明清期を通して寺院が建設され、修理や再建を経て、適切に運営され、増加し続けることができた。

さて、中国仏教の経済に関する研究には、これまで一定の成果がある。例えば、中国寺院全般の経済について論じた道端良秀の研究によると、一部の営利事業や金融事業を除き、生産の基礎は寺院所有の田畑山林に置かれていたとする⁶。また、雲南省の寺院経済に言及した王海濤や黄海濤は、いずれも寺院が私有する、常住田と呼ばれる田畑が安定的経営に寄与したことを指摘する⁷。このように寺院経営には、常住田が中心的な役目を果たしていた。ただし、これまでの研究では、明清以降に進んだ寺院建設や常住田の重要性について指摘しているものの、これに関連する地域社会における受容やその社会的な背景に関しては議論されてこなかった。こうした点を踏まえて、本稿では、明清時期の中国系寺院の増加を支えた要因に関して、寺院の建設および常住田の分析を通し、当時の社会的背景を検討していくこととする。

そこで、上記の目的を果たすために、まず、第1章で各王朝期の雲南省内の寺院数や分布を明らかにし、その変遷の特徴をつかんだ上で、第2章では個別事例を取り上げ、詳細な分析を加えていく。

第1章 寺院建設の動向

本章では、明清期の寺院数の変化を知るために、地方志に基づき整理していく。明清期の雲南省の寺院数の詳細については、王海濤による先駆的な研究成果がある⁸。ただし、王海濤が作成した明代寺院一覧表と清代寺院一覧表は、民国期に編纂された『新纂雲南通志』にのみ依拠していることから、時系列的な変化を分析するには不向きであり、また比較対象として元代以前の状況についても不明確である。

そこで、以上の問題点を克服するべく、明代の景泰『雲南図経志書』(巻1-6)・万曆『雲南通志』(巻13、寺観)、それから清代の康熙30(1691)年序刊の『雲南通志』(巻19、寺観)・乾隆元(1736)年序刊の『雲南通志』(巻15、寺観)・道光15(1835)年序刊の『雲南通志稿』(巻93-98、祀祀志)・光緒20(1894)年序刊の『雲南通志』(巻93-98、祀祀志)に基づき、元朝期(表1)、中国系仏教の影響力が増す明朝期(表2)、これに続く清朝前半期(1644年から1735年)、そして、鉞山開発と人

表1 元代雲南省寺院一覧表

路府	州県	計	路府	州県	計	路府	州県	計	路府	州県	計
中慶路	昆明県	22	大理路	趙州	4	永昌府		6	曲靖路	仁徳府	1
	富民県	2		雲南州	5		騰衝府			2	河陽県
	宜良県	3		鄧川州	3	威楚路	威楚県	2	激江路	江川県	1
	晋寧州	6		浪穹県	1		定遠県(含黒塩井)	12		新興州	4
	安寧州	5	蒙化府	3	南安州		1	鶴慶路	鶴慶府	3	
	禄豊県	3	建水州	5	鎮南州		2		劍川県	1	
	昆陽州	7	臨安路	石屏州	3	曲靖路	定辺県	1	姚安路	姚州	4
	三泊県	1		寧州	1		南寧県	3	武定路	和曲州	1
	易門寺	1		通海県	6		霽益州	2	元江路		1
	嵩明州	2		河西県	2		陸涼州	1	北勝府		1
大理路	太和県	13		蒙白県	1		馬龍州	2	計	152	

口爆発を契機とする巨大な社会変動が生じた清朝中後半期(1736年以降)に分別し(表3)、それぞれの数量を整理して一覧表を作成する。

これら表を分析する際、前述の地方志に見える寺院は、あくまでも王朝の管理下にあるものに限定されており、すべての寺院を網羅したものではないことには注意する必要がある。そもそも、元朝期は寛容な宗教政策のもと、宗教施設に対する把握も緩やかであったと推測されることに加え、漢字文化が普及する以前であったので、碑文を含めた文字史料(資料)が極めて限定されていたこともあり⁹、寺院に対する管理強化が進む明朝以降と比較すると、実態として数字上大きな隔たりが存在すると考えられる。しかし、こうした問題点を差し引いても、寺院の分布状況や明朝以降の寺院数の変化については一定程度の傾向はつかむことが可能であろう。

続いて、次に見える表4では清朝の行政区を基準に元代・明代・清朝前半期・清朝中後半期の寺院数の変化を整理し、更に表5では明清期の寺院数の増減率も明示する。

まず、表1から、元代では雲南省内に152か所の寺院が確認されるが、半数以上の78か所が南詔以来の政治経済の中心であった中慶路(後の雲南府)と大理路(後の大理府)に集中している。これが、明代になると一変する。即ち、数字上754か所に増えたことに加え、雲南中部以外の広南・順寧・景東・鎮沅・広西・白塩井などの雲南南部や北部地域でも寺院の設置が進む(表2参照)。ここに見える分布的な広がり、人々の教化を図る明朝の仏教政策を反映していると言えよう。

続いて、清朝前半期を見ると、寺院数は1012か所と微増にとどまるものの、南部の普洱府や北部の昭通府でも寺院建設の進展が確認できる(表3・4参照)。そして、巨大な社会変動に遭遇する清朝中後半期には、その数は2192か所と2倍超になり大幅な増加を示す。更に表5にある各地域の増減率を観察すると、雲南府、大理府、楚雄府、澂江府、曲靖府などの雲南中部地域では増減率が2.5倍未満にとどまる一方で、省内の周縁地域にあたる開化府、順寧府、普洱府、永北直隸庁、広西直隸庁、更には

表2 明代雲南省寺院一覧表

府	州県	計	府	州県	計	府	州県	計	府	州県	計	
雲南府	昆明県	41	臨安府	賓川州	44	楚雄府	黒井塩課提挙司	11	広西府	師宗州	4	
	富民県	4		建水州	18		南寧県	16		弥勒州	3	
	宜良県	14		石屏州	10	曲靖軍民府	霑益州	5	尋甸軍民府	尋甸軍民府	23	
	羅次県	10		阿迷州	7		陸涼州	6	和曲州	6		
	晋寧州	2		寧州	8		馬龍州	1	武定軍民府	元謀県	8	
	歸化県	2		通海県	5		羅雄州	5	禄勸県	2		
	呈貢県	3		河西県	6	澂江府	河陽県	8	景東府	景東府	7	
	安寧州	7		嶧峨県	4		江川県	4	元江府	元江府	2	
	禄豊県	13		蒙自県	3		陽宗県	2	新化州	1		
	昆陽州	12		永昌軍民府	永昌軍民府		19	新興州	6	麗江軍民府	麗江軍民府	11
	三泊県	3			永平県		10	路南洲	7	広南府	広南府	1
	易門寺	3			騰越州		24	蒙化府	8	順寧府	順寧府	18
	嵩明州	8		楚雄府	楚雄県	57	鶴慶軍民府	鶴慶軍民府	15	永寧府	永寧府	1
	大理府	太和県			47	広通県		18	劍川州	18	鎮沅府	鎮沅府
趙州		21	定遠県		9	姚州	24	北勝州	北勝州	10		
雲南県		11	定辺県		2	姚安軍民府	大姚県	8	平彝衛	平彝衛	4	
鄧川州		7	南安州		13	白塩井提挙司	8	昭通府	昭通府	1		
浪穹県		7	鎮南州		21	広西府	広西府	3	車里宣慰司	車里宣慰司	1	
										合計	754	

3

表3 清代雲南省寺院一覽表

府直隸庁	県州庁	清代 前半期	清代中 後半期	増減率	府直隸庁	県州庁	清代 前半期	清代中 後半期	増減率	
雲南府	昆明県	83	134	1.61	曲靖府	南寧県	22	43	1.95	
	富民県	8	15	1.88		霑益州	8	43	5.38	
	宜良県	15	32	2.13		陸涼州	6	14	2.33	
	羅次県	5	29	5.8		馬龍州	6	23	3.83	
	晋寧州	9	21	2.33		羅平州	11	19	1.73	
	呈貢県	5	23	4.6		尋甸州	30	52	1.73	
	安寧州	18	51	2.83		平彝県	7	11	1.67	
	禄豊県	16	23	1.44		宣威州	4	7	1.75	
	昆陽州	18	24	1.33		麗江府	麗江県	14	19	1.36
	易門県	3	38	12.67			鶴慶州	13	26	2
	嵩明州	10	33	3.3			劍川州	18	40	2.22
				中甸庁	1		2	2		
大理府	太和県	50	59	1.18	普洱府	維西庁	2	8	4	
	趙州	25	60	2.4		寧洱県	7	11	1.67	
	雲南県	16	34	2.13		思茅庁	0	11	—	
	鄧川州	10	32	3.2		威遠庁	1	5	5	
	浪穹県	7	21	3		他郎庁	0	6	—	
	賓川県	38	42	1.11		保山県	18	40	2.22	
	雲龍県	0	7	—		騰越庁	24	48	2	
臨安府	建水県	25	54	2.16	永昌府	永平県	6	12	2	
	石屏州	10	25	2.5		龍陵庁	0	14	—	
	阿迷州	3	4	1.33	東川府	会沢県	2	14	7	
	寧州	11	20	1.82		巧家庁	0	9	—	
	通海県	13	16	1.23		恩安県	1	3	3	
	河西県	8	23	2.88	昭通府	鎮雄州	2	12	6	
	嶧峨県	4	5	1.25		永善県	1	1	1	
	蒙自県	10	25	2.5		魯甸庁	0	2	—	
				景東直隸庁		景東直隸庁	8	22	2.75	
楚雄府	楚雄県	76	99	1.3	蒙化直隸庁	蒙化直隸庁	22	54	2.45	
	鎮南州	21	26	1.24	永北直隸庁	永北直隸庁	8	60	7.5	
	南安州	14	14	1	鎮沅直隸庁	鎮沅直隸庁	1	1	1	
	姚州	30	42	1.4		恩楽県	2	3	1.5	
	大姚県	10	11	1.1	廣西直隸州	廣西直隸州	9	27	3	
	広通県	15	42	2.8	師宗県	3	7	2.33		
定遠県	7	51	7.3	丘北県	1	6	6			
澂江府	河陽県	25	49	1.96	武定直隸州	弥勒県	3	36	6	
	江川県	7	17	2.43		武定直隸州	武定直隸州	10	15	1.5
	新興州	15	34	2.67		元謀県	11	22	2	
	路南州	9	32	3.56		禄勸県	7	11	1.67	
開化府	文山県	6	18	3	元江直隸州	元江直隸州	4	9	2.25	
	安平県	0	1	—		新平県	3	9	3	
広南府	宝寧県	2	4	2	黒塩井直隸提挙司	黒塩井直隸提挙司	20	29	1.45	
順寧府	順寧県	23	50	2.17	琅塩井直隸提挙司	琅塩井直隸提挙司	6	9	1.5	
	雲州	4	12	3	白塩井直隸提挙司	白塩井直隸提挙司	6	14	2.17	
	緬寧庁	0	11	—						
					合計		1012	2192	2.17	

※増減率は小数点以下第三位四捨五入

表4 王朝別各府寺院数の変遷

	元代	明代	清代 前半期	清代中 後半期		元代	明代	清代 前半期	清代中 後半期
雲南府	52	122	190	423	東川府	0	0	2	23
大理府	26	137	146	255	昭通府(烏蒙府)	0	1	4	18
臨安府	18	61	84	172	景東直隸府	0	7	8	22
開化府(明代以前臨安府 所属)	0	0	6	19	蒙化直隸府(含明代楚雄 府定辺県)	3	10	22	54
楚雄府(含元代姚安路・明 代姚安軍民府姚州・大姚県)	10	150	173	285	永北直隸府(含明代永寧 府)	1	11	8	60
澂江府	7	27	56	132	鎮沅直隸府	0	3	3	4
広南府	0	1	2	4	広西直隸州	0	10	16	76
順寧府	0	18	27	73	武定直隸州	1	16	28	48
曲靖府(含明代平彝衛と 尋甸軍民府)	9	60	94	212	元江直隸州	1	3	7	18
麗江府(含元代鶴慶路・明 代鶴慶軍民府と劍川州)	4	44	48	95	黒井塩課提挙司/琅塩井課 提挙司	12	11	26	38
普洱府	0	1	8	33	白塩井直隸提挙司	0	8	6	14
永昌府	8	53	48	114	合計	152	754	1012	2192

行政区は清代を基準として表示

表5 明清期各府寺院数の増減倍率

府直隸府	明/ 清前半期	清前半期/ 清中後半期	府直隸府	明/清前半期	清前半期/ 清中後半期
雲南府	1.56	2.23	東川府	新建2か所	11.5
大理府	1.07	1.75	昭通府(烏蒙府)	4	4.5
臨安府	1.38	2.05	景東直隸府	1.14	2.75
開化府(明代以前臨安府所属)	新建6か所	3.17	蒙化直隸府(含明代楚雄 府定辺県)	2.75	2.45
楚雄府(含元代姚安路・明 代姚安軍民府姚州・大姚県)	1.15	1.65	永北直隸府(明代の永寧府と北勝 州に相当)	0.73	7.5
澂江府	2.07	2.36	鎮沅直隸府	1	1.33
広南府	2	2	広西直隸州	1.6	4.75
順寧府	1.5	2.7	武定直隸州	1.75	1.71
曲靖府(含明代平彝衛と尋甸 軍民府)	1.57	2.26	元江直隸州	2.33	2.57
麗江府(含元代鶴慶路・明 代鶴慶軍民府と劍川州)	1.09	1.98	黒井塩課提挙司/琅塩井課 提挙司	2.36	1.46
普洱府	8	4.13	白塩井直隸提挙司	0.75	2.17
永昌府	0.91	2.38			

※寺院数増減倍率は小数点以下第三位四捨五入。

乾隆年間以降鉱山開発で興盛を極めた東北部の東川府や昭通府などでは急速に伸びており、分布地域が雲南中部から周辺地域、更には他省との省界や、東南アジアとの境界地域にまで徐々に広がっていく様子が見られる。

また、一見飽和状態に見える雲南中部においても各地域内に目を向けると、注目すべき変化が確認できる。即ち、雲南府、大理府、澂江府などのそれぞれの治所が設置された地域では、増減率がほぼ横ばいにあるにもかかわらず、各治所の周辺では顕著な増加を示す地域もあり(表3参照)、地域内でも中心から周辺部に向かって寺院数が増加していく傾向にある。

以上より、元代では雲南府と大理府にのみ集中していた寺院は、明代になると王朝主導のもと各地に設置されるようになり、清代にはほぼ省内全域を覆い、時間の経過とともに寺院の分布密度が増していったことが明らかになった。

では、こうした雲南全域への寺院の建設の広がりを支え、その運営を可能にした要因は果たして何であったのだろうか。次章では、具体的な事例に基づき、寺院経営について詳細に検討していくこととする。

第2章 寺院経営と地域社会

雲南中部に集中していた寺院は、明代以降、徐々にその分布地域を広げ、数量的にも充実させていった。そして、清代には、非漢人地域を含む雲南の広範囲で寺院の設置が展開されるようになった。本章では、増加を続ける寺院の運営に関する分析を通して、その背景に存在する社会的変化について考察を行う。

第1節 常住田設置の経緯と背景

明代以降、寺院の建設が継続された要因としては、王朝側の後押しに加え、各寺院の建物の維持や運営を支える経済的な基盤の整備があった。

ここで注目されるのが冒頭で述べた常住田である。常住田は、神仏に備える線香や蠟燭などの「香火」や僧侶の生活費を賄う元手となる¹⁰。寺院経営を支える方法には商業などに従事する場合もあるが、農業という性格上、極端な天候不順による不作や天災を除き、比較的安定した収入が見込まれる。それでは、実際の常住田は、如何なる人物により、如何なる手段や方法を経て設置されたのであろうか。

そこで、本節では複数の地域について常住田設置の具体的な過程を見ていくこととする。最初に最も寺院が集中する雲南府の事例を取り上げる。康熙27(1688)年に建てられた普賢寺では、道光『雲南通志稿』巻93に「普賢寺…永樂戊子(1408)の年に僧浄雲という者が住んでいた。しかる後、山の前方にある広い土地に地勢の高低差を利用して、水を引いて池を掘り、野原をひらき田にして、耕作や焼き畑を行い、常住田とした」とあり、僧侶が主導して傾斜を利用し、掘削した溜池に水を引き、開墾し

表6 大理府常住田関連碑文一覧表

NO	寺院名	碑文名	常住田設置の経緯	場 所	立碑年代
1	石鐘寺	鷄足山石鐘寺常住田記	常住する僧がないので、明永樂11(1413)年に付近の信徒らが、荒れ地を開墾し、寺に寄進して常住田とした。	大理市賓川縣鷄足山	明正統9(1444)年
2	標楞寺	標楞寺田記	康熙27(1688)年に住持が自ら資金を用意して、庠生から田を購入した。	大理市洱源縣茈碧郷	立碑は万曆元年(1573)年であるが、清代に常住田に関する記載が石碑の右端に書き加えられている。
3	金頂寺	鷄足山起建金頂殿宇常住碑記	金殿を建設した際、信徒が田畑を寄進し、灯明の費用等に充当した。	大理市賓川縣鷄足山	崇禎14(1641)年
4	津梁寺	修建津梁古刹常住碑記	信徒が土地を買い、松を栽培し、それを香火の燃料として使用した。	大理市賓川縣排営村	永曆4(1650)年
5	寂光寺	寂光常住碑記	貢士や信徒が資金を出して田畑を買い、常住田とした。	大理市賓川縣寂光寺	万曆40(1612)年

出典：段金録・張錫禄『大理歴代名碑』雲南民族出版社，2000，pp.197-199. 張樹芳編『大理叢書・金石編』雲南民族出版社，2010，第3冊 p.88，第4冊 p.25, p.35, p.134.

たことがわかる¹¹。同様に、康熙32(1693)年に建立された雲安寺でも僧侶みずからが資金を出して田を購入している¹²。この他、元至正年間にまでその由来が遡る雲居寺では、明代天順年間において郷人の趙焯斎らが新たに大規模修築を行った上で、寄付により常住田の設置を行い、修行のための資本に充当した¹³。

次に、雲南府に並ぶ政治経済の中心であり、多数の寺院が集中する大理府について検討していく。次に見える表6は、常住田に関連する碑文を表示したものである。

表6に取り上げた寺院の内、石鐘寺、金頂寺、津梁寺、寂光寺の4か所の寺院はいずれも賓川県に集中しており、標榜寺のみが大理市洱源县に位置する。賓川県には明代から発展した仏教の靈山である鷄足山があり、多くの寺院が林立しており、明末清初にはすでに広大な常住田を保有していた¹⁴。

さて、これら5か所の寺院の常住田の設置に関して、標榜寺の住持自身の出資による購買を除き、その他はいずれも信徒の力によっている。即ち、津梁寺と寂光寺は土地の購買、金頂寺は直接的な土地の寄進、そして、石鐘寺では荒地の開墾という形式でそれぞれ信徒によって行われている。また、標榜寺の事例においても購入先として庠生(県学の生員)が見え、いずれも地域社会の支持の上で常住田が成立していることが知られる。

続いて、現在、大理の南に隣接する巍山県の事例を見てみることにする。この地域は南詔国の王家である蒙氏の出身地であり、明代には蒙化府が設置され、省内でも早い時期に儒学が設置され、多数の知識人を輩出した¹⁵。

さて、この巍山県の寺院に関してであるが、2003年から筆者自身が現地の碑文調査に参加する機会を得て、玄龍寺、円覚寺、月波庵、慧明禅寺に関する碑文史料(資料)をまとめて採拓することができた¹⁶。そこには、常住田に関する碑文も複数含まれており、これを整理したのが以下の表7である。

碑文の内訳は、玄龍寺1点、円覚寺3点、慧明禅寺1点、月波庵1点であり、いずれも明代から清初にかけて立てられている。

さて、常住田の設置における出資者に注目すると、6点の碑文のうち3点(No.1・No.2・No.3)で

表7 蒙化県常住田関連碑文一覧表

No	寺院名	碑文名	常住田設置の経緯	立碑年代
1	玄龍寺	新建魚蘭普度大会常住田碑記	僧自ら25両を出資し、信徒の田を購入し、さらに信徒からの寄進による田を加え設置。	康熙49(1710)年
2	円覚寺	円覚寺南院新置常住福田記	僧の如暁とその弟子が、貢生の田と水利権を購入し設置。この際、信徒から寄付金を受ける。	崇禎17(1644)年
3	円覚寺	重建円覚寺後院新置□住田碑記	順治17(1660)年に元の住持であった僧の永和が、資金を出し、生員とその妻から田を買い上げ設置。その後、水不足に悩まされるようになったため、地域の人々をお願いして、その善意により水利権を譲り受ける。	石碑は上下二段に分かれて文章が刻まれており、上段は明天啓2(1622)年とあり、常住田設置の経緯の記載がある下段は康熙56(1717)年とある。
4	円覚寺	新置常住碑記	知県、経歴、土知府、指揮らの官員および生員が中心となり、信徒と共に寄付を行い、田を購入し設置。	隆慶3(1569)年
5	慧明禅寺	大慧寺常住田碑記	信徒が寄進した田に購入した分を加え、さらに僧が出資して田を買い足して設置。	万曆32(1604)年
6	月波庵	月波庵新增常住田碑記	郷人から寄付金を募り、田を購入し、設置。	康熙29(1690)年

典拠：唐立編『明清滇西蒙化碑刻』2015，東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 pp.172-173, pp.192-193, pp.202-203, pp.216-217, pp.230-231, pp.236-237.

僧が率先して資金を出し、主導的役割を担っている。このほか、信徒や地方政府を含む地域社会からの援助も際立っており、土地の直接的な寄進に加え(No.1・No.5)、寄付金を介した購入も含まれている(No.4・No.5・No.6)。一方、常住田の購入先に注目すると、信徒のほか、地域の顔である生員や貢生などが見え、信徒や有力者からの支持があったことがうかがわれる。いずれの寺院も、常住田の設置には、僧が一定の役割を担いながら、同時に地域社会の信徒や有力者が陰に陽に援助しながら支えてきた実態が見えてくる。

また、常住田は運営維持においても地域社会からの支えによって成り立っていた。例えば、No.3の「重建円覚寺後院新置□住田碑記」では常住田の運営において、水不足に直面した際、信徒から水利権を譲り受けることで解決を図っている。このように寺院運営の柱である常住田は、地域社会からの支持なくしては到底維持することができなかった。

一方、清代に入って寺院の分布が広がりを見せ始める省内の周縁部では如何なる状況であったのだろうか。ここで、清代以降、漢人の進出が本格化した雲南南部に目を向けてみる。現在の普洱市寧洱県は、中華王朝の行政区が設置されたのが清朝雍正年間に入って以降であり、雲貴総督鄂爾泰の改土歸流により普洱府が設置された¹⁷。普洱府郊外の観音山には、明の万暦年間に土司によって建立されたという由来を持つ観音閣があり¹⁸、ここに残されている碑文群の中には灯明の費用を担う常住田に関する記載のある「観音山香灯碑記」が含まれている。この碑文の冒頭には「乾隆17(1752)年3月8日、楊起和名義の先祖伝来の水田一筆を購入する…年老いて一族に誰も受け継ぐ者がいないので、代表者が観音山に売り払い、永遠に灯明の資とする」と見え、18世紀半ば、楊起和という人物が、保有する先祖から受け継いだ水田を売り払い、それを元手に灯明の費用に充てると記されている¹⁹。

乾隆年間、普洱府では、普洱茶取引などで漢人が殺到するなどし、平野部を中心として省内外出身の漢人の入植が進んだ²⁰。こうした状況を反映して耕地も拡大したことで信徒が増え、寄進による常住田の獲得に繋がったのであろう。

同様の事例は、道教の宗教施設においても確認できる。例えば、現在の紅河県迤薩鎮において康熙60(1721)年に立てられた「関聖宮常住碑記」には、次のような一文が見える²¹。

矣薩は辺鄙な所であるが、ここに廟を建立した。前方には魁星閣、後方には関聖殿があり、(その様子は)壯観である。しかし、幾年にもわたり、住持が定まらない。これは常住田が不足しているためである。付近に永豊里一甲界があり、漫版郷と呼んでいる。ここには空き地が数段あり、蘆林が生い茂り、自由に耕せるので、廟の常住の資としようとした。そこで村の老幼が資金を出し合い、人を集め、荒れ地を開墾して整え、水田を数段得た。これを永遠に香火の費用に充てる。

即ち、ここには、関聖宮に常駐する管理人が定まらないのは、常住田が乏しいためであり、皆で資金を出し合い、荒れ地を開墾し、運営資金にしたとある。更に碑文の下部には、乾隆21(1756)年の常住田拡充に関する追記がある。当該地域は、清代には元江直隸庁に属し、銅山開発の進展と水運貿易の発展が生じたため、石屏や建水からの移民が流入した²²。その結果、人口が増加したことで関聖宮の存在意義が高まり、常住田の充実が図られたのであろう。

両地域は、いずれも清代乾隆年間以降、漢人の進出が本格化した地域であり、中華王朝の管轄下に入ったのは比較的遅かった。人口増加や耕地開発の進展が、地域における宗教施設の重要性を高めると同時に、その経営の安定性にも貢献したのであろう。

明代以降、僧侶、信徒、官員が支えとなり、時には直接耕地開発を行ったり、時には土地を購入したりすることで常住田を充実させていった。このように常住田が継続して増加した根本的な原因として、信徒の獲得や耕地そのものの拡大があったと考えられる。そして、こうした社会的背景には、明初の屯

田設置を契機とする漢人移民の入植、それに続く雲南中部を中心とした地域の耕地の拡大、そして、乾隆年間以降の鉱山開発の進展や普洱茶に代表される商品作物の栽培などの経済の活性化などが関係していたであろう²³。

第2節 土司による寺院建設と維持

明清時期、寺院の数は右肩上がり続け、分布地域も全省に広がりつつあった。これら寺院の安定的な運営に寄与した常住田は、信徒からの直接的な土地の寄進、あるいは寄付金を介した購買など地域社会からの支持者によって支えられていた。そして、これら支持者の中には非漢人の地域社会の顔役である土司も含まれていたのである。以下の表8は、康熙『雲南通志』・乾隆『雲南通志』・道光『雲南通志稿』・光緒『雲南通志』の中に見える、土司が建設維持に貢献した寺院の一覧表である。

これによると、一覧表に見える17の寺院のうち、建立12か所、再建4か所、修築1か所にそれぞれ土司が関わったことが確認できる。また、年代的には元代が2か所、明代が12か所、清代が1か所、不明が2か所とそれぞれ分別され、この中でも王朝主導の教化政策が実行された明代に建設された寺院数が8か所と際立っている。

そもそも土司とは、地域社会と王朝の間を媒介する中間的存在であり、土司制度とは、中華王朝が、

表8 土司関連寺院一覧表

NO	府直隸州	県州庁	寺院名	関連記述	建設時期	備考
1	雲南府	昆陽州	揚光寺 (暘光寺)	道光『雲南通志稿』巻94：元至正十三年土知州高明建。	元1353年	土司建立
2	大理府	雲南県	地藏寺	道光『雲南通志稿』巻95：一在城外西南隅。明万曆間土県丞楊儒僱建。	明万曆年間	土司建立
3		浪穹県	潜龍庵	道光『雲南通志稿』巻95：明建文帝結庵居此。後焚之而去。邑人何星文、姚安高、土官重建。	明代	土司再建
4	臨安府	石屏州	青蓮寺	道光『雲南通志稿』巻96：明都督龍在田建。	明代	土司建立
5		阿迷州	三台寺	光緒『雲南通志』巻96：康熙三十七年土知州李思建。	清1698年	土司建立
6	楚雄府	鎮南州	大乘寺	道光『雲南通志稿』巻96：明万曆間僧惟則建。後圯。康熙三十二年土州同段光贊重修。	明万曆年間	土司再建
7			龍頂寺	道光『雲南通志稿』巻96：明崇禎間僧方逵建。楚雄県土県浄丞楊宗儒修。	明崇禎年間	土司修築
8			凌雲寺	道光『雲南通志稿』巻96：明万曆十九年建。崇禎三年王之藩修，土州同段光贊重修。	明1591年	土司再建
9			石洞寺	道光『雲南通志稿』巻96：明万曆間十二年土官段明柱建。	明1584年	土司建立
10	順寧府	順寧県	東山寺	道光『雲南通志稿』巻97：明嘉靖間土知府猛效忠建。康熙三十九年僧広照重修。	明嘉靖年間	土司建立
11		緬寧庁	大慈寺	道光『雲南通志稿』巻97：土司時建。	不明	土司建立
12	麗江府	鶴慶州	龍華寺	康熙『雲南通志』巻19・乾隆『雲南通志』巻15：元至正間土官高興重建。	元至正以前	土司再建
13		劍川州	宝相寺	道光『雲南通志稿』巻97：鶴慶土知府高倫建。	明代	土司建立。 高倫は、明代の人物。
14	普洱府	寧洱県	觀音閣	道光『雲南通志稿』巻98：明万曆間土舎那天福建。	明万曆年間	土司建立
15	永昌府	騰越庁	護珠寺	道光『雲南通志稿』巻98：孟土官所建。	不明	土司建立
16	鎮沅直隸州	恩楽県	安楽寺	道光『雲南通志稿』巻98：明土司建、久圯。乾隆三十九年知県鄧璜重建。	明代	土司建立
17			弥勒殿	道光『雲南通志稿』巻98：明崇禎十二年土司刀晟建。乾隆三十五年知県蕭思濬重修。	明1639年	土司建立

非漢人である土着民が居住する地域に対して土着の首長に官職を与え、形式上王朝側に帰順させる一方、世襲を認めて自治を任せるといった間接支配であった。この制度は、土司側にとっても中華王朝の権威を利用でき、領地を管理統治するのに都合がよく、両者にとって互いに利点があった²⁴。

このように土着民を代表する土司が、寺院の建立において主導的な役割を担うことは、王朝主導のそれと異なり、土着の人々の心理的抵抗感を抑え、自ずと受け入れやすくなる作用を生み出したであろう。

土司が寺院建設や維持に貢献していることを地元の人々に広く知らせようとしていたことは、常住田の設置事業においても確認できる。例えば、表7で取り上げた蒙化县円覚寺にある明代の「新置常住碑記」には、寄付者として知県らとともに土司の名が刻まれ、土司が地元の官員と協力して寺院の存在維持に深く関与していたことが地域の人々に明示されている。こうして既存の寺院に対して、土司が再建や修築に関わることで、それぞれの地域社会において中国系の寺院を根付かせ、ある種のお墨付きを与える効果を発揮したと推測される。

以上より、地域社会において中華王朝の進出に伴う漢人入植や耕地開発の進展の下で、漢人あるいは非漢人を問わず、多くの信徒を獲得したことで、地域社会から経済的な支えを得て、寺院の数は増加していったのである。

結論

明清時期の雲南における寺院建設は、王朝の後押しと地域社会の支持を背景として、順調な進展を見せた。同時期、漢人移民の入植を起因とする耕地の拡充が常住田を供給する受容器の役割を果たすことで、信徒が直接的あるいは間接的に土地を寄進する条件を整え、安定的な寺院経営を可能にしたのである。ここで、本稿から明らかになったことを整理すると以下の3点にまとめられる。

- ① 明朝以降、王朝の肝いりで開始された中国系寺院の建設は、徐々に全省に広がりを見せ、清朝前半期に周縁部にも及んだ。そして、清朝中後半期には寺院の分布密度が増し、各府の治所以外の周辺地域にも拡大していった。
- ② 寺院運営の経済的支柱であった常住田の設置と維持は、信徒を中心として地方政府の官員や土司なども加わり、地域社会が全面的に支えることで成立していた。
- ③ 土着民の顔役である土司が、寺院の建設維持に積極的に関与し、その功績は地域社会にも広範に示された。

明清以降、急速に寺院建設が展開されていった根底にある社会的変化として、明代以降進んだ耕地開発と、漢人のみならず、土着の人々の間でも寺院支持の広がりがあったことが指摘できる。一見、漢人移民とは習俗が異なる土着の人々の間に、こうした中国系寺院の一定程度の受容が見られた背景には、南詔大理国以来培われてきた仏教受容の素地、更には王朝に協力する姿勢を示したい土司側の思惑などが関係していたと推測される。

野本敬は、従来から強調される漢文化から非漢民族文化への不可逆の影響を否定し、地域社会の巧妙な適応と戦略に注目したが²⁵、寺院経営に土司の名前がしばしば出現する背景には、明朝以降中華王朝の影響力が強まりつつある中で土着社会が自らの生存を図る方法として一見従順と見られる態度を故意にとったとも考えられるのではないだろうか。ただし、こうした課題に関しては、より多くの史料の分析が必要であり、稿を改めて詳しく論じていきたい。

最後に、本論文の作成過程において、東海大学准教授の立石謙次氏により貴重なご指摘を頂いた。この場を借りて謝意を示したい。

註

- 1 李中清『中国西南辺疆的社会經濟：1250-1850』(林文勳, 秦樹才訳) 人民出版社, 2012, pp.94-168.
- 2 王海涛『雲南仏教史』雲南美術出版, 2001, pp.1-3.
- 3 立石謙次「南詔国後半期の王権思想の研究—『南詔図伝』の再解釈」『東洋学報』85(2), 2003, pp.51-85. 立石謙次「碑文から見た巍山地域の中國系宗教について—16-18世紀を中心として」『アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究 1945-2005 2003年度報告書』総合地球環境学研究所・研究プロジェクト4-2編・発行, 2004, pp.378-381. 立石謙次『雲南大理白族の歴史ものがたり—南詔国の王権伝説と白族の観音説話』雄山閣, 2010, pp.284-294.
- 4 侯冲『白族心史—『白古通記』研究』雲南民族出版社, 2002, pp.58-68: pp.93-94.
- 5 楊学政主編 雲南省社会科学院宗教研究所『雲南宗教史』雲南人民出版社, 1999, pp.99-100: pp.141-142.
- 6 道端良秀『中国仏教と社会との交渉』平楽寺書店, 1980, pp.67-86.
- 7 黄海涛「明清時期雲南少数民族地区的仏教寺院經濟探析」『昆明師範高等専科学校学報』29(2), 2007, pp.65-68. 王海涛 前掲書2) pp.306-308.
- 8 王海涛 前掲書2) pp.303-306.
- 9 例えば、立石謙次によれば、大理地方の白人(現在の民族分類では白族)は、明代以降の漢字文化の普及により、世界觀の文字化が促された可能性を指摘しており、漢字という文字の使用が碑文などの様々な記録媒体を後世に残すことにも寄与したと考えられる(立石謙次「清初雲南大理地方における白人の歴史認識について—『白国因由』の研究—」『史学雑誌』115(6), 2006, pp.39-64参照)。
- 10 王海涛 前掲書2) pp.306-308.
- 11 道光『雲南通志稿』卷93, 祀祀志。原文は以下の通り。「普賢寺…永樂戊子復有僧淨雲者住居之。然後因山前之疏曠, 順地勢之高卑, 引水鑿池, 墾野為田, 以畜以畜, 又開以常住業」。
- 12 道光『雲南通志稿』卷93, 祀祀志。内容は次の通り。「雲安寺…康熙32(1693)年建立…僧人が…香火田三区を買ひ…永久に常住に資する(雲安寺…康熙三十二年建…僧人…買香火田三区…永資常住)」。
- 13 道光『雲南通志稿』卷93, 祀祀志。内容は以下の通り。「雲居寺…郷人の趙焯斎らが…大殿三楹と金剛殿三楹を建て…寄付をして田畝を備え、僧衣や修行の費用とした…これは明の天順年間に建立された(雲居寺…郷人趙焯斎等…構大殿三楹、金剛殿三楹…捐置田畝, 以為衲子焚修之資…此有明天順年間之建立也)」。
- 14 張慶松「從常住碑記看明末清初雲南鷄足山的寺田面積」『宗教学研究』第2期, 2016, pp.123-127.
- 15 唐立主編『明清滇西蒙化碑刻』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 2015, pp.4-8.
- 16 調査において採拓した碑文史料(資料)の詳細については、前掲書15)2015を参照されたい。
- 17 クリスチャン・ダニエルス「雍正七年清朝によるシブソンパンナー王国の直轄地化について—タイ系民族王国を揺るがす山地民に関する一考察—」『東洋史研究』62(4), 2004, pp.94-128.
- 18 乾隆『雲南通志』卷15, 寺觀。内容は以下の通り。「観音閣…明の万曆間に土舎の那天福が建立した(観音閣…明万曆間土舎那天福建)」。
- 19 唐立編『雲南西部少数民族古文書集』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 2011, pp.276-277. 原文は以下の通り。「乾隆十七年三月初八日買得楊起和名下祖遺水田壹分…為因年老□屢俛族中無人承受憑衆会首, 杜買與観音山, 永為香燈之資」。
- 20 道光『普洱府志』卷9, 風俗, 語音。内容は以下の通り。「平野部に住むものは、新平・嶧峨・石屏・江楚(長江流域)の出身者が多く、男女は皆官語を話す(平川居者多新平、嶧峨、石屏、江楚籍貫, 男女皆官語)」。
- 21 唐立編『中国雲南少数民族生態関連碑文集』総合地球環境学研究所 研究プロジェクト四一二「アジア・熱帯モンスーン地域における地域生態史の統合的研究：一九四五—二〇〇五」, 2008, pp.202-203. 原文は以下の通り。「矣薩僻處荒山, 建立廟宇, 前有魁星閣, 後有閔聖殿, 可謂巍峩極矣。頻年以來, 住持者往来無定。皆由常住乏田也。辺有永豊里一甲界, 号漫版郷, 隙田数段, 蘆林叢集, 儘可開挖為廟中常住之資。於是邑中老幼共相捐金, 鳩工竭力開荒墾為成熟, 得田数段, 永作待奉香火之費」。

- 22 紅河県人民政府編『紅河県地名志』雲南民族出版社, 1991, pp.13-14.
- 23 西川和孝『雲南中華世界の膨張』慶友社, 2015.
- 24 大林太良「中国辺境の土司制度についての民族学的考察」『民族学研究』35(2), 1970, pp.124-138.
- 25 野本敬「雲南の歴史と自然環境」『雲南の歴史と文化とその風土』(氣賀澤保規編), 勉誠出版, 2017, pp.15-37.